

# 感染症の予防及びまん延防止のための指針

東松島市西部地域包括支援センター

この指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、東松島市西部地域包括支援センター(以下「当包括」という)内における感染予防体制を確立し、当包括すべての職員は本指針に従い業務にあたる事とする。

## 1. 感染管理体制

### (1) 委員会の設置・運営

- ① 目的 当包括内の感染症の発生や感染拡大を防止するために感染対策委員会を設置する。
- ② 活動内容 感染対策委員会の主な活動内容は以下の通りとする。
  - ・当包括の感染課題を明確にし感染対策の方針・計画を定める。
  - ・感染予防に関する決定事項や具体的対策を当包括内に置いて周知する。
  - ・当包括における感染に関する問題を把握し、問題意識を共有・解決する。
  - ・利用者、職員の健康状態を把握する。
  - ・感染症が発生した場合、適切に対処し感染対策及び拡大防止の指揮の役割を担う。
  - ・その他、感染関連の検討が必要な場合に対処する。
- ③ 感染対策委員会の構成委員
  - ・委員長は当包括所長が務める。
  - ・委員会の委員は所長、保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、事務職員、その他所属する職員とする。
- ④ 運営方法
  - ・感染対策委員会は 6 か月に 1 回定期的に開催する。また、感染症発生時には必要に応じて随時開催する。

### (2) 役割分担、要件等

各担当の役割分担は以下のとおりとする。

- ・所長(包括支援センター全体の管理等)
- ・保健師または看護師(感染対策委員会実施のための各所への連絡と調整、感染対策、医療の提供と感染対策の立案・指導、利用者や職員の健康状態の把握等)
- ・社会福祉士、主任介護支援専門員、事務職員、その他所属する職員(感染対策の実施状況の把握、感染対策方法の周知、地域等の感染状況の情報収集等)

※上記の中から保健師または看護師を感染対策担当者に指名する。

感染対策担当者は、当包括内の感染症発生の予防及びまん延防止のための具体的な原案を作成し感染対策委員会に提案する。なお、感染対策担当者は他業務との兼務を可と

する。

(3) 指針の整備

感染対策委員会は感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通して課題を見つけ、定期的に指針を見直し、更新する。

(4) 職員研修の実施

感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした研修を行う。

①新規採用者に対して、採用時に基本的な感染予防対策に関する研修を実施する。

②全職員を対象として、感染予防対策に関する研修を年1回以上実施する。

③外部で実施されている研修への参加や、その他必要に応じて研修を実施する。

(5) 訓練

感染者発生時に置いて迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年1回以上の訓練を実施する。

(6) その他(記録の保管)

感染対策委員会の開催記録等、当包括内における感染対策に関する記事は保管する。

## 2. 平常時の対応

(1) 感染症や食中毒(以下、「感染症等」という)が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には以下の手順に従って対応する。

①職員が感染もしくは感染が疑われた時は、感染対策担当者は速やかに状況について把握し所長に報告する。

②所長は報告を受けた場合、職員に必要な指示を行う。

③法人本部、市の関係部署、保健所、医療機関等の関係機関と連携し必要な対応を行う。

(2) 職員は感染症が発生した時、または感染が疑われる状況が生じた時は、拡大を防止するため速やかに以下の手順に従って対応する。

①手洗いや排泄物、嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう特に注意を払うこと。

②感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する場合には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また、訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備してあるアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。

③利用者の感染が疑われる場合には、速やかに医療機関に連絡を入れ、サービス利用の中止又はサービス内容の変更を行うこと。

(3) 感染症が発生した時は、必要に応じて職員への周知、利用者・家族等への情報提供と状況の説明等を行う。

(4) 報告が義務付けられている感染症等については速やかに市役所(福祉課包括ケア推進係)及び保健所へ報告し指示を仰ぐほか、今後の対応について相談する。

### 3. 本指針の閲覽および周知

- (1) 指針及び乾癬対策マニュアル、感染症業務継続計画(BCP)等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- (2) 本指針は常時閲覽可能とし、当包括内に備え付ける。

#### 附則

この指針は令和6年4月1日から施行する。